

報告日：2022年3月10日

令和3年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

表紙（概要）

1. 法人名等

法人名	学校法人昭和女子大学
法人代表者	理事長 坂東眞理子
担当部署	学園本部総務部
お問合せ先	Tel: 03-3411-5123 / Mail: soumu@swu.ac.jp

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
I. 自律性の確保	遵守	1-1	①「遵守」
II. 公共性の確保	遵守	2-1	①「遵守」
		2-2	①「遵守」
III. 信頼性・ 透明性の確保	遵守	3-1	①「遵守」
		3-2	①「遵守」
		3-3	①「遵守」
IV. 継続性の確保	遵守	4-1	①「遵守」
		4-2	①「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

各学科・部門
↓
学園本部総務部【遵守状況の点検、一般公開用報告書の作成】
↓
常勤役員会⇒理事会【一般公開用報告書の原案了承（監事への意見聴取も兼ねる）】
↓
私大連宛に報告書（本紙）提出（2022年3月10日※）
↓
評議員会【意見聴取】⇒理事会【報告内容確定】（2022年3月17日）
↓
ステークホルダーに向けて一般公開（2022年3月末日までに）
=====
※ 評議員会・理事会開催日程の都合上、一般公開向け遵守状況報告書の内容確定及びWEB公開が、本紙の提出後となります。

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守原則1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>本学の中長期計画「中期方針」は、若手職員によるワーキンググループが各部署から提起された課題や意見を集約、評議員会からも意見聴取のうえで作成することから、教育研究目的や課題が、方針の策定段階から明確となり、教職員に広く共有されている。</p> <p>また、本方針及びこれに沿って策定される毎年度事業計画に「年次計画策定時における留意数値項目」を掲載、各部署はこれをKPIとして業務を遂行、事業報告時に達成度を検証することとしている。この過程において、日々の実務においても全教職員に中期方針に明記された教育研究目的・課題が共有される仕組みとなっている。</p>

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守原則2-1 有益な人材の育成

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>建学の精神に則り大学全体の教育目標及び4ポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、キャリアデザインポリシー）を定め、更には大学全体のポリシーに基づいて各学科が4ポリシーを定めたうえで日々の教育活動を行っている。</p> <p>また、社会連携・社会貢献として「産学官連携・プロジェクト」「女性活躍支援」「生涯学習・リカレント教育」「社会的支援」の4本柱を掲げて活動しており、リカレント教育の諸施策については、東京都保育士等キャリアアップ研修他、複数の取組を行っており、地域社会に対しても有益な人材の育成に取り組んでいる。</p>

遵守原則2-2 社会への貢献

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>「学園の『使命』MISSIONと『将来構想』VISION」において、社会的課題の解決、社会の改革のために女性の活躍が不可欠であるとして、他者と共同して課題を解決し、社会に貢献できる女性を育成することを謳っている。同方針に基づき、現代ビジネス研究所または各学科が主体となって企業・自治体等と連携してのプロジェクト型学修（PBL）を推進している。</p> <p>また、ダイバーシティ推進機構において企業と連携して、産業界における男女格差といった社会的課題の解決や女性のキャリア改革などに取り組んでいる。</p>

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>新任教職員に対しては、遵守事項をまとめたハンドブックを配布、法改正については公文書として速やか周知するほか、FD、SDの研修会等の機会を通して啓蒙を行っている。</p> <p>また、法人事務部門、大学・附属校といった教学部門の何れからも独立するかたちで理事長直下に配置された「監査室」が、監事や会計監査法人と連携しながら定期監査や臨時監査を行っており、チェック機能を果たしている。万一違反が疑われた場合には、申立人が学外の第三者窓口相談できる内部通報制度の仕組みを整備済みである。</p>

遵守原則3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>監事が、評議員会、理事会だけでなく、常勤役員会に毎回出席しているほか、教授会などの教学系の各種会議にも陪席、その席で積極的に意見を述べている。また、常勤監事を登用しており、監査室（学内組織）、会計監査法人が頻回にコミュニケーションを語りながら行われている三様監査の結果については、定期的に理事長に報告されている。</p> <p>一方、理事会の運営事務局である学園本部総務部においても監事や監査室等と連携を語りながら、理事会が適切に運営されているかを随時チェックしており、体制に改善すべき点が見られた場合は、理事会に課題提起を行うこととしている。</p>

遵守原則3-3 積極的な情報公開

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>ホームページの「情報の公開」ページにおいて、総長・学長室が中心となり主要情報を一元管理し、各情報の主管部署に対して更新チェックを行うことで包括性、体系性、継続性、一貫性及び更新性を維持している。なお、情報公開の際には、平易な言葉を使用することを心がけ、一般化していない用語については説明を付記するなど、読み手（ステークホルダー）の理解が深まるように努めている。</p>

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>大学事務組織及び分掌規程において、学長を全学の校務をつかさどり、教職員を統督する立場の長として定義したうえで、大学部門の各部署の職務や権限・責任の範囲を規定している。一方、法人組織については学園本部規程において、各部署の職務や権限・責任の範囲を規定することで、教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化している。</p>

遵守原則4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	①「遵守」
------	-------

遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>総長・学長室が中心となり、財務部ほか担当部署とともに現状分析を行いながら、増額または新規補助金獲得に向けて企画提案を行っている。またファンドレイジングについては、学園本部総務部中心となり、卒業生や企業等学外のステークホルダーからの寄付受け入れについての企画提案を行っている。</p> <p>資産運用にあたっては、資金運用細則に基づき、理事長を長とし、財務担当理事を構成員に加えた資金運用委員会において決定した方針のもと、適切に資産形成が行われている。また、その状況について、定期的に理事会への報告がなされている。</p>
----------------	---

2. 追加事項

特にごさいません。
